

弁護士法第五条の規定による弁護士業務についての  
研修に関する規則

(平成十六年三月十八日規則第九十五号)

改正 平成二十二年 二月一九日  
同 二十二年 一月一七日  
同 二十五年 二月一五日  
同 二十五年 七月一八日

(目的)

第一条 この規則は、弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第五条の規定による弁護士業務についての研修を日本弁護士連合会(以下「**本会**」)という。)が実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(研修受講者の資格要件)

第二条 研修を受講する者(以下「**研修生**」)という。)は、  
弁護士法第五条各号のいずれかに該当しなければなら  
ない。

(研修受講の手續)

第三条 研修の受講を申請する者は、次に掲げる書面を提出しなければならぬ。

- 1 -

- 一 受講申請書
- 二 誓約書
- 2 研修の受講を申請する者は、本会の会長の定めた研修費用を申請時に支払わなければならない。
- 3 研修費用は、研修生がその都合により研修を途中で中断した場合でも返還しない。

(研修の内容)

- 第四条 研修は、集合研修及び実務研修とする。
- 2 集合研修は、本会が指定する場所において行う講義及び起案講評による研修をいう。

- 3 実務研修は、本会の会長が委嘱する弁護士(以下「**実務研修担当弁護士**」)という。)の法律事務所において行う研修をいう。

(研修の通知)

第五条 本会は、研修が実施される三十日前までに、研修生に対し研修の期間、場所等を通知する。

- 2 集合研修の実施にあたっては、次に掲げる事項を通知する。

- 一 研修の内容
- 二 講師名
- 三 受講クラス

- 2 -

#### 四 会場

3 実務研修については、配属される弁護士会及び実務研修担当弁護士名（職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名をいう。）を通知する。

（秘密の保持）

第六条 研修生は、研修にあたって知り得た秘密を漏らしはならない。

（研修の実施）

第七条 研修の企画運営、教材作成、講師の選任その他研修の実施のために必要な事務は、研修委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いて、日弁連総合研修センター（以下「総合センター」という。）が行う。

2 総合センターは、前項の事務の一部を公益財団法人日弁連法務研究財団に委託することができる。この場合において、委託費用は本会が負担する。

（集合研修の履修状況の報告）

第八条 集合研修の講師は、研修終了後、速やかに、研修生の履修状況を本会に報告しなければならない。

（実務研修の委嘱）

第九条 本会の会長は、実務研修担当弁護士を委嘱する。

2 実務研修担当弁護士は、本会が定める実務研修におけ

- 3 -

る指導指針に則って指導を行う。

3 実務研修担当弁護士は、実務研修終了後、速やかに、研修生の研修の履修状況を本会に報告しなければならない。

（履修状況の評価）

第十条 本会は、研修生の履修状況の評価をするため、研修了審査会議（以下「会議」という。）を設置する。

2 会議は、本会の会長、副会長、委員会の委員及び総合センターの構成員の中から会長が指名する者をもって構成する。

3 会議は、弁護士法第五条の三第二項に規定する研修の履修の状況の評価を決定する。

4 会議は、前項に規定する決定に当たり、別に定める基準により総合センターが決定する評価及び意見を聴く。

この場合において、会議は、必要に応じて当該研修を担当した講師及び実務研修担当弁護士から事情を聴取することができる。

5 会議は、第三項に規定する決定をしたときは、速やかに、本会の会長にその内容を報告する。

（履修状況の報告）

第十一条 本会の会長は、弁護士法第五条の三第二項に基

- 4 -

づき、前条の意見等を、遅滞なく、法務大臣に書面をもつて報告する。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年二月一九日規則第一四〇号

職務上の氏名に関する規程の制定に伴う規則の整備等に関する規則 第五条改正）抄

1 この規則は、職務上の氏名に関する規程（会規第八十九号）の施行の日から施行する。（後略）

（平成二十二年一月一七日理事会決議で平成二十二年一月一日から施行）

附 則（平成二十二年一月一七日改正）

第七条第二項の改正規定は、平成二十二年十一月十七日から施行し、平成二十二年十月一日から適用する。

附 則（平成二十五年二月一五日改正）

1 第七条及び第十条第三項の改正規定は、平成二十五年六月一日から施行する。

2 前項の改正規定の施行前に改正前の第七条及び第十条第三項の規定によりなされた行為は、改正後の第七条及び第十条第三項の規定によりなされた行為とみなす。

附 則（平成二十五年七月一八日改正）

第一条、第八条の見出し及び第十条第二項から第五項までの改正規定は、平成二十五年七月十八日から施行する。